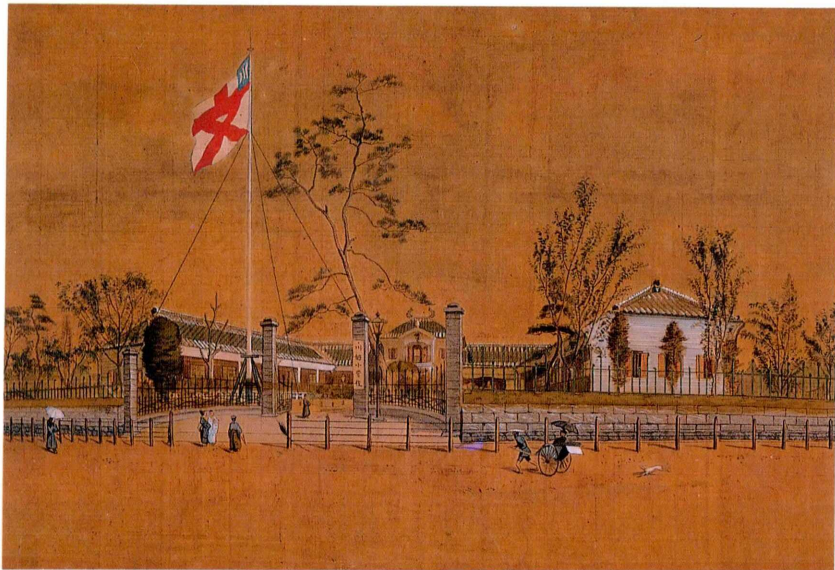


昭和60年収蔵文書展

# 文書にみる埼玉の教育 2

—近世庶民教育から近代中等教育—



昭和60年 6月 8(土)～昭和60年10月12(土)

埼 玉 県 立 文 書 館

## 開催にあたって

今回の展示、「文書にみる埼玉の教育2」は近世庶民教育から近代中等教育の設立まで幅をもたせ、明治後期までの教育の拡充のあゆみを探ろうとしたものです。

近世の教育では、庶民教育の中心となった寺子屋をはじめ、私塾と藩校をとりあげてみました。私塾では、奥貫塾、若林塾の文書や教科書類を、また藩校では遷喬館を設立した児玉南柯関係文書を展示しました。

明治の学校教育では、草創期から中等学校までの文書や教科書を展示すると共に、中学校、高等女学校生徒の学校生活の一端がうかがえるよう構成しました。また実業学校や社会教育施設に関する文書も展示し、近代教育拡充期の姿をうきぼりにしてみました。

これを機会に、ひとりでも多くの方が文書史料の重要性をご理解いただければ幸いです。

昭和60年6月

埼玉県立文書館長 秋葉一男

### 寺子屋

寺子屋は、江戸時代庶民の教育受容に基づき、村吏や僧侶を師匠として行われた初等教育機関である。本県の場合、近世末期には828ヶ所、師匠1120名にも及ぶ寺子屋が存在した。寺子屋での学習は、個別指導を原則とし、手習を中心に読み、そろばんなど実用的学問の習得がめざされた。

### 私塾

本県では近世中期に出現し、後期から末期にかけてその数を増し、漢学塾・国学塾・算学塾等の外、諸種の芸能・裁縫塾の類があった。奥貫塾は入間郡久下戸村(川越市)に開塾され、5代友山は江戸に出て成島錦江に師事しその俊秀をたたえられた。若林塾は寛政年間、秩父郡金沢村(皆野町)に若林嘉陵によって開塾した。嘉陵は諸学派に徒学したが、その中でも伊藤仁斎を敬慕し京都に遊学している。

### 藩校

遷喬館は岩槻藩士であった児玉南柯により寛政11年私塾として設立され、文化年間に岩槻藩に献納され藩校となった。「児玉南柯日記」は文化2年から39年間の記録である。「徳教篇」は南柯の著によるものであり、また「漂客紀事」は漢学の素養をもとに筆談で清の漂流船を訪問し、無事帰国させたことで名高い。なお、いずれも県指定文化財である。

### 義務教育

明治5年の学制公布により、学区を定め県官を各区に巡回させ、小学校の設置と就学を奨励した。明治5年にはわずか14校であった小学校は、社寺内開設許可や官有地の無代償払い下げ等の施策により同9年には647校となった。就学率も同年に39.3%と伸び、全国平均を1.6%うまわった。

### 中学校

明治19年の中学校令公布により郡立中学校が廃止され、県下の中等教育は私立学校に依存していた。明治29年に至り浦和、熊谷に尋常中学校が開設。その後、川越、粕壁にも順次開設された。私立埼玉英和学校は明治19年に岡戸文左衛門らによって設立されたもので、本県の中等教育に果たした役割は大きい。

### 高等女学校

中学校の開設に伴って女子教育振興の必要性が論ぜられ、高等女学校設立の気運が高まった。明治31年、私立埼玉教育会が主体となり浦和に私立埼玉女学校が開設された。翌年、高等女学校令が公布され、明治33年には、埼玉県高等女学校が開校した。同校は、女子師範学校に併置されるに及び、県立浦和高等女学校と改称された。その後、川越、熊谷にも県立女学校が順次開設され、次第に女子中等教育も整備されていった。

### 実業学校

明治政府は富国強兵・殖産興業を推進したが、本県でもこれに応じて各種実業学校が開設された。競進社は明治17年、県内で最も組織的・体系的な養蚕伝習所として開設し、同32年実業学校令発布を契機に私立競進社蚕業学校となった。また県立川越染織学校は明治41年工業学校規程に基づき、甲種工業学校として開校したものである。

### 社会教育

浦和書籍館は明治6年学校改正局においてすでに蔵書貸出を企画していた。その後明治9年に浦和の県立学校構内に書籍館が設立され、和・漢・洋の諸典籍を広く公私の借覧に備えた。これは全国的にみても、京都の集書院、大阪書籍館と共に公共書籍館として先駆をなすものであった。

# 寺子屋



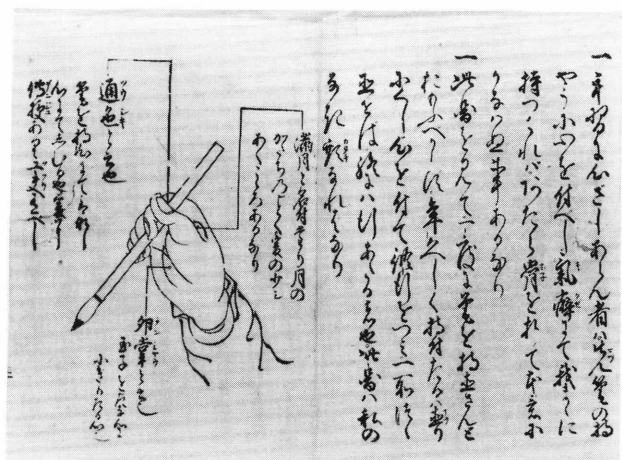
◀ 12 手習教本

▶ 12 手習日記



◀ 11 清書双紙

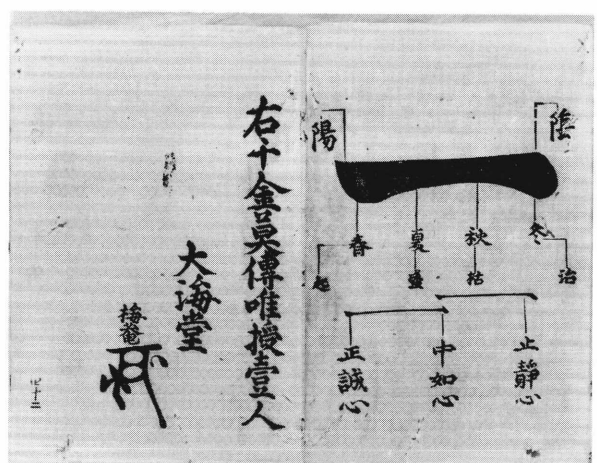
▶ 1 筆のもちよう



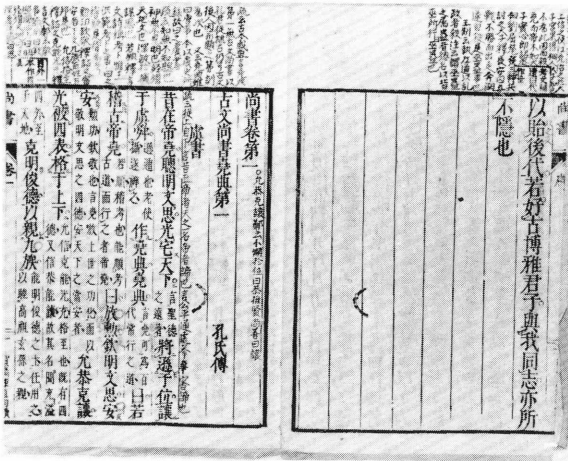
# 私塾



▲22 奥貫友山肖像画



▲24 筆道稽古早学問 三

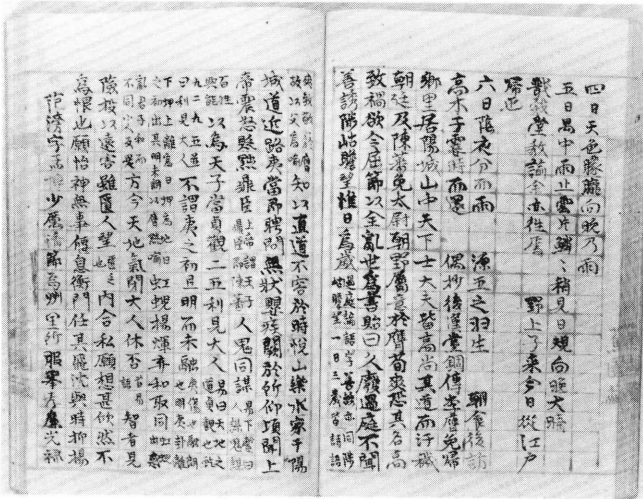


15 尚書

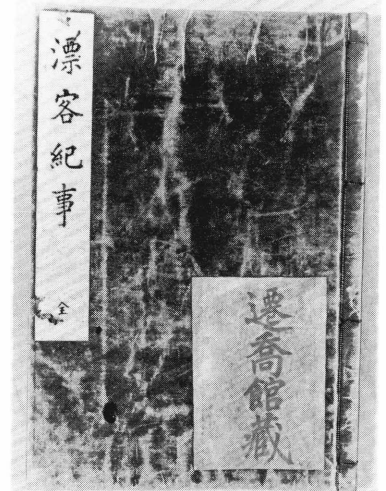


▲18 諸集算法 五之卷

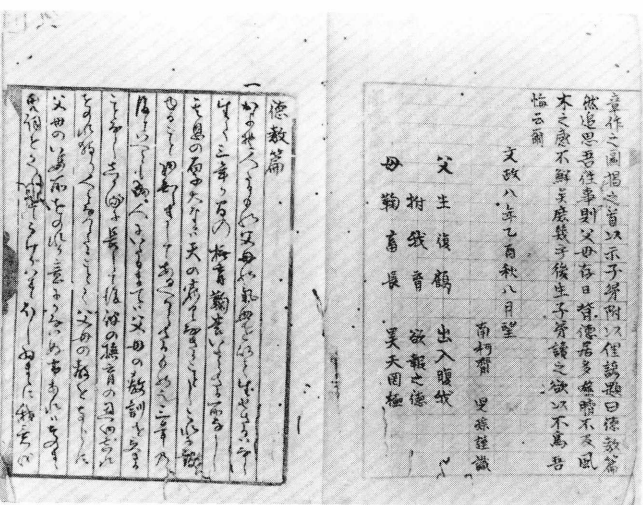
藩校



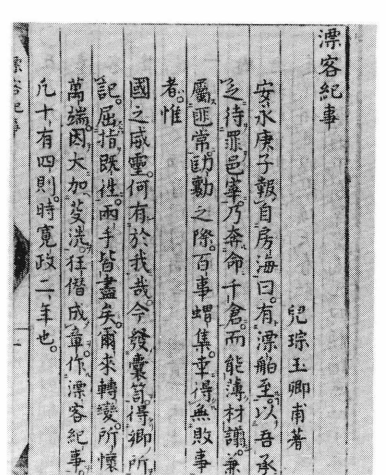
30 兒玉南柯日記



▲32 漂客紀事



31 德教篇



# 義務教育

33 告諭

幼童六歳以上十四歳ニ至マテ普通小學課ヲ立  
テ以テ其知識ヲ開カシメ而後十五歳以上二十  
歳ニ至マテ普通中學講義課ヲ立テ以テ其才力  
ヲ育ハシメ而後各其本宗ニ選ラシメ而専門ノ  
學ニ就レメハ必龍ノ翼ヲ生シ虎ニ角ヲ加ルカ  
如ク才學識兼備ノ英俊輩出シテ大教院ニ登科  
シ皇釋ヲ正トシ漢洋ヲ傍ニシ以テ一大教法ヲ  
海外ニ光被ヒンコト目ヲ期シテ待ヘキナリ若  
夫普通ノ學ニ入ラスシテ幼ヨリ自家ノ専門ニ  
盡シ徒ニ守株膠柱スル時ハ偏固ノ習氣依然ト  
シテ除カス今日眼前ニ蠢爾タル膚淺迂遠ノ徒  
ノミニシテ以テ天下ノ大用ヲ成ス能ハス遂ニ笑  
ヲ萬國ニ招クニ至ラン亦教導家ノ一大耻辱ニ  
非スヤ故ニ今普通學課ヲ先務ト爲サムルヲ待  
ス乃其梗概ヲ演テ以テ四方少年學士ニ告ルコ  
ト爾リ

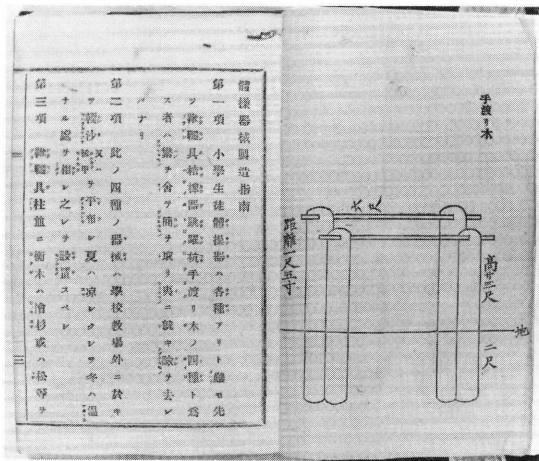
壬申八月

34 小学校開校御届

小學校開校御届

是上高野御届と書交り

南平 五區四丁  
六四外町



第九二八號 免許狀

免許狀

水縣千氏 浅井長次郎

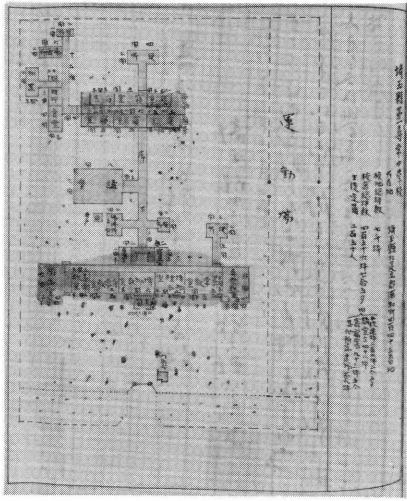
小學校初等習字科  
教授方免許候事

明治十八年十一月十一日

埼玉縣

▲42 教員免許狀

# 中学校



48 柏壁中学校学友会領収書

右領收候也

自明治三十八年五月至明治三十九年三月

埼玉縣立柏壁中學校學友會

第三十八年度 領收証 第二學年二組

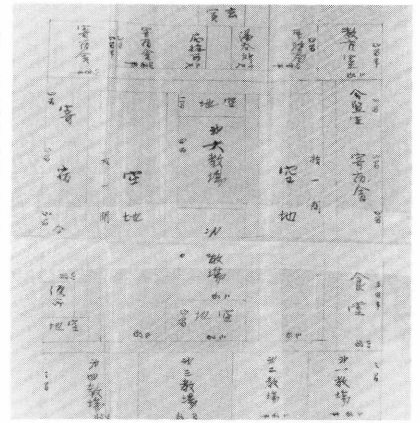
第一號 納人 藤 敏 波 南

一金拾參錢 會費

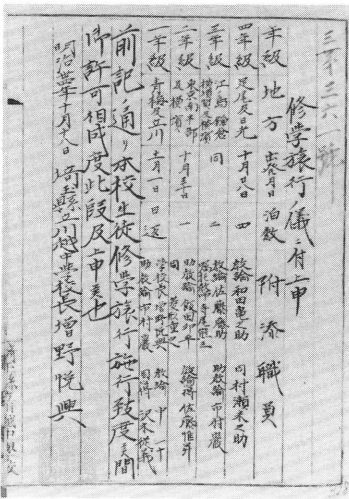
五月分領收	六月分領收	七月分領收
九月分領收	十月分領收	十一月分領收
十二月分領收	一月分領收	二月分領收
三月分領收		



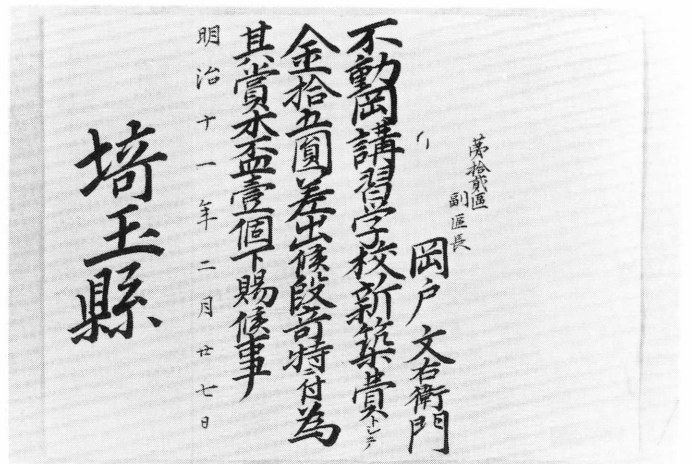
51 英和学校(絵はがき)



49 英和学校舎配置図

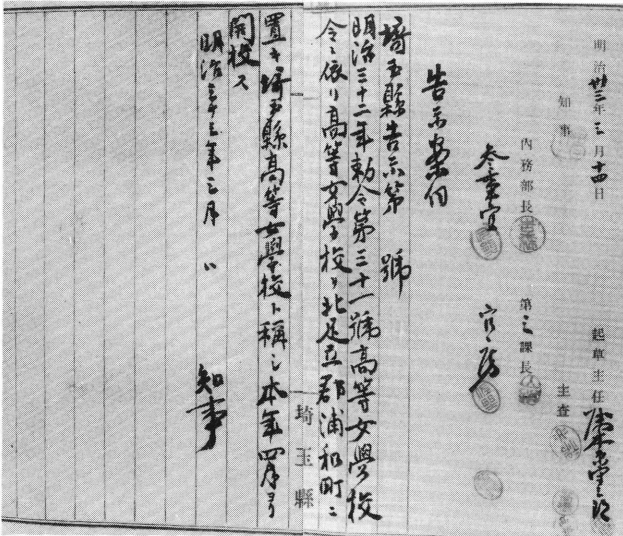


46 川越中学校修学旅行届

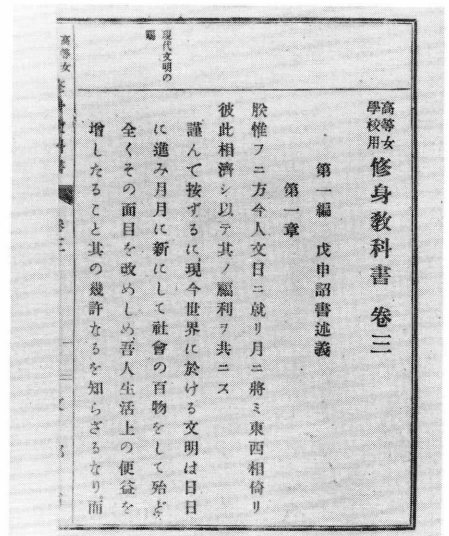


▲50 彰状(学校新築寄附二付)

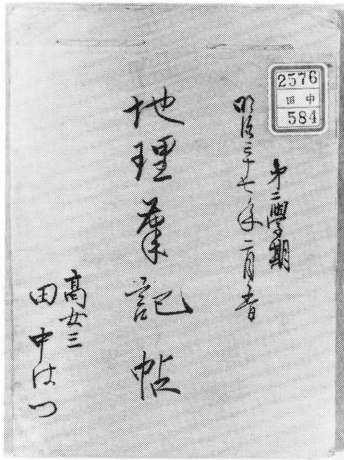
## 高等女学校



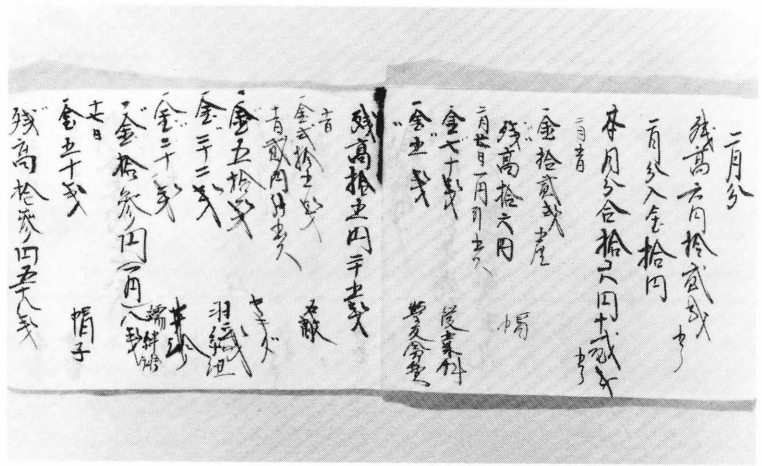
52 浦和町高等女学校開校告示



▲56 女子修身教科書

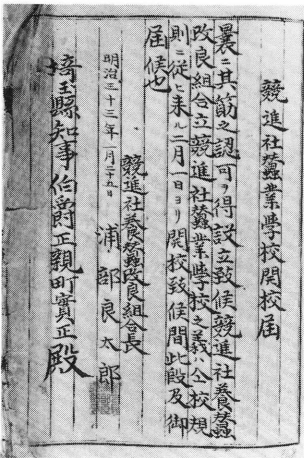


◀ 55 地理筆記帳

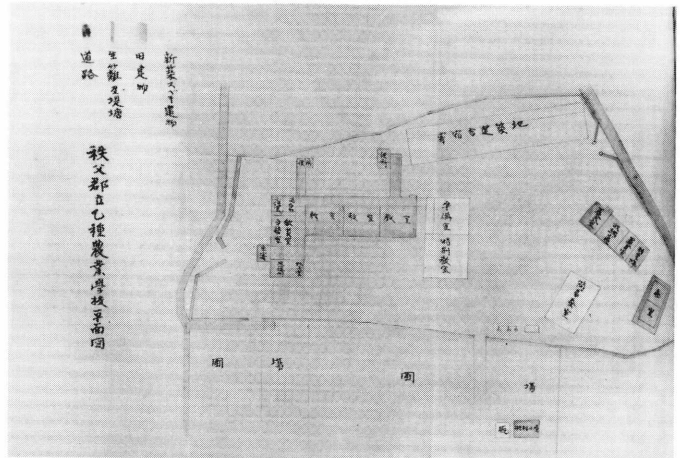


▲ 54 小遣帳

実業学校

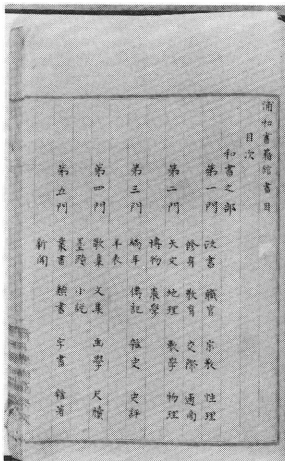


◀ 60 競進社蚕業学校開校届

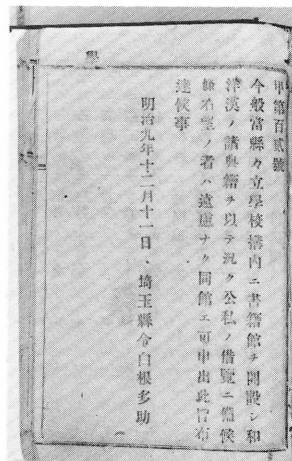


▲ 63 秩父郡立乙種農業学校平面図

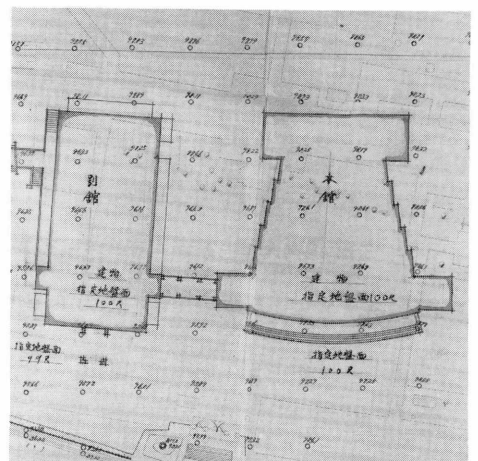
社会教育



▲ 66 浦和書籍館目録



▲ 65 布達(書籍借覧二付)



▲ 67 埼玉会館設計図(部分)

## 展 示 文 書 目 録

番号	文 書 名	年号(西暦)	文 書 番 号
<b>近世の教育</b>			
— 寺子屋 —			
1	筆のもちよう		奥 貫 家 3283
2	カタカナ		会 田 家 7760
3	御手本	天保 8 年 (1837)	会 田 家 7764
4	名頭	天保 8 年 (1837)	会 田 家 7768
5	近郷村名	天保 8 年 (1837)	会 田 家 7735
6	村名	天保 9 年 (1838)	会 田 家 7738
7	国尽	天保 9 年 (1838)	会 田 家 7766
8	証文	天保 9 年 (1838)	会 田 家 7734
9	証文	天保10年 (1839)	会 田 家 7747
10	証文	天保10年 (1839)	会 田 家 7772
11	清書雙紙	天保12年 (1841)	会 田 家 7794
12	手習日記	弘化 4 年 (1847)	会 田 家 64
13	村名		会 田 家 7736
14	諸国	弘化元年 (1844)	会 田 家 7803
— 私 塾 —			
15	尚書 卷第一～二	寛延 4 年 (1751)	若 林 家 1
16	游竜園雑記(三国史抜抄)		若 林 家 161
17	游竜園雑記(史記抜抄)		若 林 家 163
18	諸集算法 五之卷		若 林 家 193
19	農業全書 卷七		若 林 家 195
20	宝暦八年の記		奥 貫 家 43
21	子孫に申し置く言葉		奥 貫 家 44
22	奥貫友山肖像画		奥 貫 家
23	古今人教訓いろは歌		奥 貫 家 46
24	筆道稽古早学問 三		奥 貫 家 3185
25	易経		奥 貫 家 2110
26	古文考経標註	文化12年 (1815)	奥 貫 家 2296
27	萩氏遺書		奥 貫 家 38
28	論語古訓正文	天明 7 年 (1787)	奥 貫 家 2264
29	書状(西沢廣野より)		奥 貫 家 33
— 藩 校 —			
30	児玉南阿日記 壬申曆	文化 9 年 (1812)	児 玉 南 柯 20
31	徳教篇		児 玉 南 柯 82
32	漂客紀事 全		児 玉 南 柯 141
<b>近代の教育</b>			
— 義務教育 —			



番号	文 書 名	年号(西暦)	文 書 番 号
33	告諭	明治7年 (1874)	長谷川家 136
34	小学校開校御届	明治7年 (1874)	新井家 1448
35	小学校入学契約書	明治7年 (1874)	新井家 284
36	太田部小学校明細		新井家 3161
37	管下布達(小学校は全て公立)		行政文書明 185
38	埼玉県小学校規則(全)	明治11年 (1878)	長谷川家 147
39	教育教則		田中家 1430
40	書状(運動会開催ニ付)		篠崎家 2711
41	管下布達(体操器械製造指南)	明治11年 (1878)	行政文書明 288
42	教員免許状(習字)	明治18年 (1885)	白田家
43	教員免許状(体操)	明治21年 (1888)	白田家
—中学校—			
44	埼玉県第一尋常中学校舎配置図	明治30年 (1897)	行政文書明3243
45	本県中学校模範規則布達	明治16年 (1883)	田中家 623
46	川越中学校修学旅行届	明治34年 (1901)	行政文書 3273
47	学習帳(粕壁中学校)		篠崎家 2043
48	粕壁中学校校友会領収書	明治38年 (1905)	藤城家 1330
49	不動岡村英和学校設置伺(附、同校舎配置図)	明治19年 (1886)	行政文書明1862
50	不動岡講習学校新築費寄附ニ付彰状	明治11年 (1878)	岡戸家 9
51	英和学校(絵葉書)		岡戸家
—高等女学校—			
52	浦和町高等女学校開校告示	明治33年 (1900)	行政文書明3261
53	師範・高等女学校経費予算内訳一覧	明治45年 (1912)	新井家 1334
54	小遣帳	明治37年 (1904)	田中家 584
55	地理筆記帳	明治37年 (1904)	田中家 584
56	女子修身教科書	大正3年 (1914)	教育資料 86
57	中学画手本	明治	宇野家 2554
58	和服裁縫教科書	大正9年 (1920)	川田氏収集 2789
59	中学理化示教	明治29年 (1896)	藤城家 1130
—実業学校—			
60	競進社蚕業学校開校届(附敷地建物図)	明治33年 (1900)	行政文書明3260
61	深谷町女子実業補習学校認可	明治40年 (1907)	行政文書明3340
62	埼玉県立川越染織学校則訓令設置認可	明治41年 (1908)	行政文書明3346
63	秩父郡立農業学校養蚕室并特別教室建築図面	明治36年 (1903)	行政文書明3300
64	私立産婆看護学校設置許可	明治35年 (1902)	行政文書明3285
—社会教育—			
65	布達(書籍借覧ニ付)	明治9年 (1876)	行政文書明 228
66	浦和書籍館目録	明治11年 (1878)	行政文書明 299
67	埼玉会館設計図		埼玉会館資料 1
※会期中に一部展示替えを行うことがあります。			

秋よりすうのひに米雜穀残むことあり  
 一りも喰せいのち二月二月二月時分  
 の心を持食物を大せつる仕儀くひし付  
 新去くす一りもる麦粟稗菜大根  
 そのわいの何りても新穀と作り米  
 多く喰はぶしぬぬやう仕儀くひ  
 きつんのときをぞんし出さし大豆乃  
 紫小豆の紫小角豆の紫芋乃落  
 葉などむぎと捨候儀ハ、毛つ多い奈紀  
 事耳候

の心(こころ)を持、食物(くひもの)を大せつる仕儀(しぎ)く候(ま)尔付(ま)、  
 雜古(さいこ)く專一(せんいつ)耳候間(みみま)、麦(むぎ)、粟(あわ)、稗(ひ)、菜(な)、大根(だいこん)

その本(ほん)可何耳(ま)ても雜穀(さいこく)を作り、米越(こ)

多く喰徒(くわ)ぶし候ハぬやう尔仕(ま)遍(ま)く候、

き、んのときをぞんし出し候へハ、大豆(まめ)乃

葉(は)、小豆(あずき)の葉(は)、小角豆(こかくまめ)の葉(は)、芋(いも)の落

葉(は)などむぎと捨候儀ハ、毛(も)つ多い奈紀(なき)

事耳候(ことみみま)

一家主(いっけしゅ)子供(こども)下人等(げにんどう)追(お)、不断(ふだん)ハなる保(ほ)と疏飯(そはん)

をくふ遍(ま)し、但(ただし)、田畑(たはた)おこし田越(たをうえ)植稻(うゑいね)を

刈(かり)、一入(ひとしほ)、保年(ほね)をり申時(しんじ)分(ぶん)ハ、ふ断(だん)より少し食

物(もの)をよく徒可(つか)まつり、沢山(たけさん)尔(ま)くハせ遣(つか)ひ

※「妾体がな」にも慣れていたため、一見して区分できるものはそのままにした。

慶安御触書について

一六四九年（慶安二）二月二十六日に、幕府が出した触書（法令）で、農民の守るべき心得を指示したものである。

具体的には、百姓には米食をさせず、雑穀を主として食べさせる、茶、酒、たばこなどは禁止し、年貢さえきちんと済ませれば百姓ほど気楽なものはない、と結論されている。

「百姓は生かさず、殺さず」という言葉に代表されるような幕府の農民に対する基本的な考え方がよく示されている。

本書は、武蔵国で代官を勤めた山本大膳が作成した近世後期の木版本である。

# 古文書解読コーナー

慶安御觸書〔野中家文書 三〇三七〕

一 萬種物秋初（一）念（二）を擇（三）候て、能種（四）を置申  
 へく候、阿（五）しき種（六）を蒔候へハ、作毛（七）阿（八）しく候事  
 一 正月（九）十一日（一〇）前に、毎年（一一）鋤（一二）のさ紀（一三）をかけ、鎌（一四）をも  
 打ち奈保（一五）し、能（一六）され候やうに仕るべし、悪（一七）き鋤  
 かも（一八）も（一九）き（二〇）れ（二一）可（二二）年（二三）候へハ同然（二四）の事  
 一 百姓（二五）肥（二六）灰（二七）調（二八）置（二九）候儀、專（三〇）一（三一）尔（三二）候間、雪（三三）隠（三四）廣（三五）く  
 作り、雨（三六）降（三七）りの時（三八）分（三九）、水（四〇）入（四一）ざるやう仕るべし夫  
 尔（四二）付（四三）、夫（四四）婦（四五）可（四六）け（四七）む可（四八）ひ（四九）の毛（五〇）の尔（五一）て、馬（五二）緒（五三）毛（五四）  
 持（五五）こと（五六）なら須（五七）、古（五八）え多（五九）め申儀も奈（六〇）ら（六一）さる毛（六二）のハ、  
 庭（六三）能（六四）内（六五）尔（六六）三尺（六七）に式（六八）間保（六九）ど（七〇）に堀（七一）り候て、其（七二）中（七三）へ  
 は（七四）きため、又（七五）ハ道（七六）乃（七七）芝草（七八）を入（七九）、せ、奈（八〇）紀（八一）の水（八二）を  
 流（八三）入（八四）、作（八五）こ（八六）えを（八七）いたし耕（八八）作（八九）へい連（九〇）申（九一）へ（九二）き事  
 一 百姓（九三）は、分（九四）別（九五）も（九六）なく（九七）す（九八）惠（九九）の考（一〇〇）も奈（一〇一）紀（一〇二）毛（一〇三）の尔（一〇四）候故  
 耳（一〇五）も喰（一〇六）せ候、い川（一〇七）も正月（一〇八）二月（一〇九）三月（一一〇）時（一一一）分（一一二）

一 萬種物秋初（一）念（二）を擇（三）候て、能種（四）を置申  
 へく候、阿（五）しき種（六）を蒔候へハ、作毛（七）阿（八）しく候事  
 一 正月（九）十一日（一〇）前に、毎年（一一）鋤（一二）のさ紀（一三）をかけ、鎌（一四）をも  
 打ち奈保（一五）し、能（一六）され候やうに仕るべし、悪（一七）き鋤  
 かも（一八）も（一九）き（二〇）れ（二一）可（二二）年（二三）候へハ同然（二四）の事  
 一 百姓（二五）肥（二六）灰（二七）調（二八）置（二九）候儀、專（三〇）一（三一）尔（三二）候間、雪（三三）隠（三四）廣（三五）く  
 作り、雨（三六）降（三七）りの時（三八）分（三九）、水（四〇）入（四一）ざるやう仕るべし夫  
 尔（四二）付（四三）、夫（四四）婦（四五）可（四六）け（四七）む可（四八）ひ（四九）の毛（五〇）の尔（五一）て、馬（五二）緒（五三）毛（五四）  
 持（五五）こと（五六）なら須（五七）、古（五八）え多（五九）め申儀も奈（六〇）ら（六一）さる毛（六二）のハ、  
 庭（六三）能（六四）内（六五）尔（六六）三尺（六七）に式（六八）間保（六九）ど（七〇）に堀（七一）り候て、其（七二）中（七三）へ  
 は（七四）きため、又（七五）ハ道（七六）乃（七七）芝草（七八）を入（七九）、せ、奈（八〇）紀（八一）の水（八二）を  
 流（八三）入（八四）、作（八五）こ（八六）えを（八七）いたし耕（八八）作（八九）へい連（九〇）申（九一）へ（九二）き事  
 一 百姓（九三）は、分（九四）別（九五）も（九六）なく（九七）す（九八）惠（九九）の考（一〇〇）も奈（一〇一）紀（一〇二）毛（一〇三）の尔（一〇四）候故  
 耳（一〇五）も喰（一〇六）せ候、い川（一〇七）も正月（一〇八）二月（一〇九）三月（一一〇）時（一一一）分（一一二）

# LET'S TRY! —挑戦してみませんか—



送り一札(西角井家四四三四)より

## 前回 — LET'S TRY! — 解説

差上申五人組手形之(事)支

一此度、五人組御改付、先年被<sub>レ</sub>仰付一候

御掟書之趣、年々拝見仕、奉<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>貴意候

然ル上者、向後不<sub>レ</sub>依<sub>レ</sub>何事、一五人組仲間

常々申合、大切<sub>ニ</sub>相守可<sub>レ</sub>申候、自然相背

候もの御座候ハバ、何様之御咎メ茂

可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>仰付一候、為<sub>レ</sub>右御證文差上申処、仍如<sub>レ</sub>件

天保五年<sub>三</sub>二月

武州榛沢郡  
北根村

## 新収蔵文書展示目録

番号	文書名	年号(西暦)	文書番号
<b>新収蔵資料紹介コーナー</b>			
1	写真週報(第299号)	昭和18年 (1943)	山口氏収集文書
2	師範学校教員講習要項	昭和17年 (1942)	小野氏収集文書
3	日本皮革株式会社目論見書		長谷川(宏)氏収集文書
4	皮革元会社印鑑		長谷川(宏)氏収集文書
5	尋常小学校地理書附図	大正13年 (1924)	新藤家文書
6	世界現状地図	昭和13年 (1938)	岡安氏収集文書
7	埼玉学生誘掖会領収書	明治39年 (1906)	白田家文書
8	熊谷学校二級訓導補嘱任状	明治12年 (1879)	野口氏収集文書
9	境板橋仕法帳(写)		高野氏収集文書
10	地目変換地価修正願書控	明治19年 (1886)	長谷氏収集文書
11	荒川堤川除普請証文	貞享3年 (1686)	河田家文書
12	宣旨(月輪村永川大明神)	享保8年 (1723)	芝田氏収集文書
<b>古文書解説コーナー</b>			
1	慶安御触書	天保8年 (1837)	野中家文書 3037
2	送り一札	天保10年 (1839)	西角井家文書 4434
3	落着一札	嘉永5年 (1852)	宇野家文書 895

※会期中に一部展示替えを行うことがあります。

表紙=川越小学校絵図(川越小学校蔵)